

第43回松前町  
バドミントン大会

▼日時 令和6年1月28日(日) 9時  
▼場所 松前小学校体育館  
▼種目 ①一般の部1部男女別ダブルス ②一般の部2部女子ダブルス  
▼参加資格 町内在住か在勤している人、町内のバドミントン団体に所属している人  
▼申し込み方法 松前公園体育館にある申込書に必要事項を記入して、同窓口へ提出してください。  
▼締め切り 1月12日(金) 17時  
●松前町スポーツ協会事務局 (社会教育課内)  
☎985-4138

放送大学 学生募集  
令和6年4月入学

心理学、福祉、経済、歴史や文  
学など、授業科目は約300種類。  
資料請求は左記までお気軽に。  
▼出願期限  
第1回 令和6年2月29日(木)  
第2回 令和6年3月12日(火)  
●放送大学愛媛学習センター  
☎923-8544

温泉でほっ!とシエ  
アキャンペーン

温浴施設を利用して、家庭のお  
風呂から出る二酸化炭素を削減し  
ましょう。抽選で宿泊券などの景品  
が当たります。詳細は、  
県ホームページ(下のQR  
コード)を確認を。  
▼募集期限 令和6年3月4日(月)  
●県環境・ゼロカーボン推進課  
☎912-2349

テロ防止にご協力を

税関では、G7広島サミット開  
係関係者などに向け、テロ防止  
に全力で取り組んでおり、各種検  
査を強化します。  
「港や海岸・海上で不審な漂流  
物や船を見かけた」「SNSで密  
輸と思われる不審な話を見聞きし  
た」など、あなたの周りで不審な  
ことがあれば、左  
記までお知らせ  
ください。  
▼情報提供先・問い合わせ  
密輸ダイヤル(24時間受け付け)  
☎0120-461-961  
松山税関支署  
☎951-0319



専用画面がもっと便利に  
スマホで確定申告

国税庁ホームページ(次のQR  
コード)では、スマートフォン(ス  
マホ)やパソコンで画面の案内に  
従って入力するだけで、申告書が  
簡単に作成できます。

多重債務者相談窓口

一人で悩まないで相談してください。  
▼相談方法 まずはお電話を。折  
り返し電話を掛け直します。  
▼受付日 月曜日～金曜日  
(祝日と12月29日～1月3日を除く)  
▼受付時間 9時～12時、13時～17時  
●四国財務局多重債務者相談窓口  
☎087-811-7801

あなたも国家を守る公務員に!  
自衛官候補生を募集します

自衛官候補生とは、入隊と同時に「自衛官候補生」に任命され、陸上自衛官が1年9カ月、海上・航空自衛官が2年9カ月勤務する制度です。任期期間内は勤務を通じて体力と技術を磨きつつ、それらに係る資格取得も目指せます。  
▶筆記(WE B)試験 令和6年1月9日(火)～11日(木)  
▶身体検査・口述試験 令和6年1月14日(日)  
▶受験資格 18歳以上33歳未満の人  
▶締め切り 令和6年1月5日(金)  
※ 応募方法など、詳しくはお問い合わせください。  
●自衛隊愛媛地方協力本部  
松山募集案内所(担当:徳岡)  
☎947-3040



作成した申告書は、e-Tax  
を利用してそのまま送信できるほ  
か、印刷して郵送することもでき  
ます。医療費控除や寄附金控除(ふ  
るさと納税など)も申告できます  
ので、ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードでより便利に  
国税庁ホームページから申告す  
る場合、マイナンバーカードを使用  
してマイナンバーと連携するこ  
とにより、控除証明書などのデー  
タを一括取得し、各種申告書の該

重信川の木、伐採して  
持ち帰りませんか

▼募集期間  
12月1日(金)～22日(金)  
▼伐採期間  
令和6年2月1日(木)～5月31  
日(金)予定 ※無料、要申し込み  
▼申込先・問い合わせ  
松山河川国道事務所河川管理課  
☎972-0270  
メール skr-matyas2@mlt.go.jp

12月はふぐ中毒防止月間  
ふぐの素人調理は危険

ふぐの毒は神経をまひさせる作  
用があり、最悪の場合死亡するこ  
とも。ふぐをさばくには、「ふぐ  
取扱者」の資格が必要です。資格  
なしに、自分で釣ったふぐを調理  
して食べないでください。  
●県業務衛生課  
☎912-2395

人権作文コンテスト表彰式

第75回人権週間(12月4～10日)の記念行事として、  
県内の小中学生が書いた人権作文コンテストの表彰式を  
行います。※ 入場無料、申し込み不要  
▶日時 12月10日(日) 10時30分～12時30分  
▶場所 文化センター 広域学習ホール  
▶内容 最優秀作品の発表、北伊予中学校の生徒によ  
る人権活動の取り組み発表 など  
●松山地方法務局人権擁護課 ☎932-0888

消費者力  
UP通信

「定期購入」の  
相談増加中!

【相談事例】  
SNSの広告を見て「定期縛りなし」「初回千円」の美容液の定  
期コースを注文。2回目以降解約しようとしたところ、販売業者に  
「購入回数の条件がない定期コースを申し込んだ後、『特別割  
引クーポン』を利用したことで、5回購入が条件の定期コースに  
切り替わっている。5回購入しないと解約できない」と言われた。

【アドバイス】  
○ 注文を確定する前に、「最終確認画面」で、商品の数量、  
定期購入の有無や支払い金額などの契約内容をよく確認  
しましょう。  
○ 「特別割引クーポン」などを利用する際は、購入条件  
が変わらないか、よく確認しましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!  
相談は秘密厳守で、匿名でも可。情報提供も受付中です。  
【相談員出勤日】  
原則、毎週火曜日・第1金曜日  
※ その他の日は職員が対応します。  
▷消費者ホットライン  
☎188 (9時～17時)  
▷消費生活相談窓口(産業課内)  
☎985-4120 FAX 985-4147  
消費生活相談員  
武田 咲枝

